

農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後						改正前					
第1 〔略〕 (交付の対象及び交付率) 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1)～(4) 〔略〕 〔削る〕 2 〔略〕 (流用の禁止) 第3 次に掲げる流用をしてはならない。 (1)～(4) 〔略〕 〔削る〕 <u>(5)・(6)</u> 〔略〕 第4～第12 〔略〕 (状況報告) 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。 2・3 〔略〕 第14～第29 〔略〕						第1 〔略〕 (交付の対象及び交付率) 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</u> 2 〔略〕 (流用の禁止) 第3 次に掲げる流用をしてはならない。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の経費と(5)の経費の相互間における流用</u> <u>(6)・(7)</u> 〔略〕 第4～第12 〔略〕 (状況報告) 第13 補助事業者は、 <u>機構集積支援事業のうち農地情報公開システム管理事業においては、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在、その他の事業においては、補助金の交付決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</u> 2・3 〔略〕 第14～第29 〔略〕					
別表1（第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係） 〔略〕						別表1（第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係） 〔略〕					
別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）						別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）					
区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更		区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1・2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1・2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

3 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3 の3に規定する次に掲げる事 業に要する経費 (1)～(4) [略] [削る]	[略]	都道府県 [削る]	[略]	[略]	3 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3 の3に規定する次に掲げる事 業に要する経費 (1)～(4) [略] <u>(5)農地整備・集約協力金交付 事業</u>	[略]	都道府県 <u>(5)に限り、農 地耕作条件改善事 業交付金交付要綱 (平成28年4月 1日付け27農振 第2324号農林水 産事務次官依命通 知)別表1(第1 関係)の1及び2 に定める交付対象 事業者)</u>	[略]	[略]
4 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第3 の4に規定する次に掲げる事 業に要する経費 (1) [略] (2) <u>農業委員会サポートシステ ム管理事業</u> ア <u>農業委員会サポートシ ステムの管理・運営</u> イ <u>農業委員会サポートシ ステムの保守・運用</u> [削る] ウ <u>農業委員会サポートシ ステムを活用した照合の 支援</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	4 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第3 の4に規定する次に掲げる事 業に要する経費 (1) [略] (2) <u>農地情報公開システム管理 事業</u> ア <u>農地情報公開システム の管理・運営</u> イ <u>農地情報公開システム の保守・運用</u> ウ <u>全国データベースの構 築</u> エ <u>農地情報公開システム を活用した照合の支援</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	5 農業委員 会による情 報収集等業 務効率化支 援事業	補助事業者が実施要綱第3 の5に規定する事業に要する 経費	定 額	都道府県		事業実 施主体 の変更 事業の 新設又 は廃止 事業費 の30% を超え る増減

別表3（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その1）〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の2及び3の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

〔中略〕

2 事業の内容及び計画（又は実績）

〔中略〕

〔削る〕

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに区分の欄の2の事業を実施する場合

区 分	総事業費	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分				備 考
			国庫補助金	都道府県	農地中間管理機構	その他	
	(A)+(B)+(C)+(D)	(A+B)	(A)	(B)	(C)	(D)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合

区 分	総事業費	補助事業に要する経費	負担区分	備 考
-----	------	------------	------	-----

別表3（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その1）〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の2及び3の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

〔中略〕

2 事業の内容及び計画（又は実績）

〔中略〕

・別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合
別添の都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画（又は別添の都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第11の1の（2）により都道府県知事が作成する都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画（又は実施要綱第11の2の（2）により都道府県知事が作成する都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに区分の欄の2の事業を実施する場合

区 分	〔新設〕	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分				備 考
			国庫補助金	都道府県	農地中間管理機構	その他	
		(A+B)	(A)	(B)	(C)	(D)	
	〔新設〕	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合

区 分	〔新設〕	補助事業に要する経費	負担区分	備 考
-----	------	------------	------	-----

		(又は補助事業に要した経費)				
	(A)+(B)+(C)	(A+B)	国庫補助金(A)	都道府県(B)	市町村(C)	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 [略]
 2 実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

[削る]

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その3)
 (別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(企業参入促進事業)交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分
 [表略]
 (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その4)

		(又は補助事業に要した経費)				
		(A+B)	国庫補助金(A)	都道府県(B)	市町村(C)	
	[新設]	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 [略]
 2 実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金(A)	その他(B)	
	円	円	円	
合計				

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。
 2 実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その3)
 (別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(企業参入促進事業)交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分
 [表略]
 (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その4)

(別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(全国的な農地利用調整活動等への支援事業) 交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分
 [表略]
 (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

(別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(全国的な農地利用調整活動等への支援事業) 交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分
 [表略]
 (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その5)
 (別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(農業委員会サポートシステム管理事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
 会長 氏 名

別記様式第1号(第4関係)(その5)
 (別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合)
 令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(農地情報公開システム管理事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
団 体 名
 代表者の役職及び氏名

[中略]

2 事業の内容及び計画(又は実績)

別添の事業実施計画書(又は事業完了報告書)のとおり。
 (注) 実施要綱第10の1の(10)により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書(又は実施要綱第10の2の(5)により同機構が作成する事業完了報告書)を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

[中略]

2 事業の内容及び計画(又は実績)

別添の事業実施計画書(又は事業完了報告書)のとおり。
 (注) 実施要綱第10の1の(10)により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書(又は実施要綱第10の2の(5)により同団体が作成する事業完了報告書)を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	

機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用 〔削る〕 ウ 農業委員会サポートシステムを活用した照合の支援	円	円	円	
合計				

機構集積支援事業 農地情報公開システム管理事業 ア 農地情報公開システムの管理・運営 イ 農地情報公開システムの保守・運用 ウ 全国データベースの構築 エ 農地情報公開システムを活用した照合の支援	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 〔略〕

4 〔略〕

5 収支予算（又は精算）

5 収支予算（又は精算）

(1) 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 支出の部

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用	円	円	円	円	

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 農地情報公開システム管理事業 ア 農地情報公開システムの管理・運営 イ 農地情報公開システムの保守・運用	円	円	円	円	

〔削る〕					
ウ 農業委員会サ ポートシステム を活用した照合 の支援					
合 計					

ウ 全国データベ ースの構築					
エ 農地情報公開 システムを活用 した照合の支援					
合 計					

〔後略〕

〔後略〕

〔削る〕

別記様式第1号（第4関係）（その6）

（別表2の区分の欄の5に掲げる事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

農業委員会名	農地利用最適 化推進委員の 人数	タブレット端 末の購入予定 単価（又はタ ブレット端末 の購入単価） _(A)_	タブレット端 末購入予定台 数（又はタブ レット端末購 入台数） _(B)_	合計金額 _(A×B)_	納入予定月日 （又は納入完 了月日）
	人	円	台	円	年 月 日
合 計	人	円	台	円	

（注）1 記載に当たっては、実施要綱第12により、農業委員会会長から都道府県知事へ報告される事業

計画（又は事業完了報告）を活用すること。

2 管内の農業委員会の数に応じて、行を追加して記載すること。

3 農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会がある場合には、農業委員の人数を計上すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費(又は 補助事業に要 した経費) (A+B)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
農業委員会に よる情報収集 等業務効率化 支援事業	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比較増減		備 考
			増	減	
農業委員会 による情報 収集等業務 効率化支援 事業	円	円	円	円	
合 計					

	<p>6 添付書類 <u>都道府県の補助金交付規程又は要綱等</u></p> <p>(注) 1 <u>記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p>2 <u>補助金交付規程は、間接補助事業のみ添付すること。</u></p> <p>3 <u>添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>
別記様式第1号(第4関係) (その6)・別紙様式第1号(第4関係) (その7) [略]	別記様式第1号(第4関係) (その7)・別紙様式第1号(第4関係) (その8) [略]
別記様式第1号-2(第8関係)～別記様式第6号-3(第14第3項関係) [略]	別記様式第1号-2(第8関係)～別記様式第6号-3(第14第3項関係) [略]
<p>別記様式第7号(第14第5項関係)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>4 補助金返還相当額(3-2) 金 円 (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの) <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの) <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>別記様式第7号(第14第5項関係)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>4 補助金返還相当額(3-2) 金 円 (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの) <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの) <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p>
別記様式第8号(第19関係)～別記様式第10号(第22関係) [略]	別記様式第8号(第19関係)～別記様式第10号(第22関係) [略]

附 則 (令和5年3月28日付け 4経営第2925号、令和5年3月28日付け 4農振第3540号)

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業(農地整備・集約協力金交付事業を除く。)については、なお従前の例による。